

公益社団法人江刺青年会議所役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第28条に規定する正会員の資格を有しない監事の報酬支給基準について定めたものである。

(報酬の支給規程)

第2条 役員、直前理事長等及び正会員の資格を有する監事の報酬は、無報酬とする。

2 正会員の資格を有しない監事の報酬は、次のとおりとする。

(1) 報酬は、月手当による。

(2) 報酬の額は、月手当5,000円を上限とし、総会の決議を経て支給する。ただし、本人が報酬を辞退した場合は支給しない。

(3) 支給の方法は、月締め翌月払い、銀行振り込みによる。

附 則

本規程は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律」第106号第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日より施行する。